



発行：公益財団法人国際労務管理財団（I.P.M.） <http://www.ipm.or.jp/>
東京本部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-6 新宿加藤ビルディング7F
TEL：03-3354-4841(代) FAX：03-3354-4847

記事案内

1	技能実習制度が新しく変わります
2	I.P.M.日本語作文コンクール結果のご報告
3	技能実習制度への介護職種の追加について
4	海外とのつながり
4	担当職員から
4	編集後記

技能実習制度が新しく変わります

技能実習制度は開発途上地域等への技術等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に一定の成果をあげてきましたが、一部に労働関係法違反や不正行為等があり、その改革が求められていました。昨年11月に技能実習法が公布され、許認可制や罰則等の導入とともに制度が拡充されることになりました。現在、その施行に向けて政省令等の整備が進められているところです。今回は新しい制度の主なポイントを紹介いたします。

ポイント①技能の修得・移転を目的とする

技能実習を労働力の需給の調整の手段として行われてはならないという基本理念が明確化されました。技能実習計画の認定を受けるとともに、計画通りに実施していない場合には、改善命令や認定取り消しなどの処分を受けます。

ポイント②技能実習生の保護が強化されます

旅券取り上げや不当な外出制限等の人権侵害行為に対して罰則が設けられました。また、第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与えるものとなっております。

ポイント③外国人技能実習機構が新設されます

技能実習計画の認定や監理団体の許可のほか、実習実施者や監理団体に報告をさせたり、立ち入り検査を行ったりします。これまでのJITCOとは異なり、国の事務として行いますので、強制力があります。

ポイント④技能実習制度が拡充されます

優良な（※）監理団体・実習実施者に限定して、最長5年間の技能実習が可能になったり、受入れ人数枠が拡大されたりします。また、複数職種にまたがる実習や、地域限定・企業独自の職種の実習を認めていく方向です。

※「優良」な実習実施者や監理団体の判断には、①技能等の修得等に係る実績（技能検定等の合格率や合格実績）、②技能実習を行わせる体制、③技能実習生の待遇、④法令違反・問題の発生状況、⑤相談・支援体制、⑥地域社会との共生について、次のページのとおり評価項目が定められています。これらの項目で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断されることとする、とされています。

優良な実習実施者についての判断項目

- 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の合格率
- 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率（施行後3年間は合格実績）
- 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績
- 技能検定等の実施への協力
 - 技能検定委員の輩出、機材・設備等の貸与等
- 指導員講習受講歴（講習は現在整備中です）
- 第1号技能実習生の賃金と最低賃金との比較
 - 最低賃金より高ければ加点されます
- 技能実習生賃金が技能実習の各段階ごとに昇給する率
- 改善指導・改善命令を受けたことがあるかどうか、また、その改善状況
 - 過去3年間の失踪が少ないこと
 - 受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること
 - 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること
 - 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること
 - 相談・支援体制を整備していること
 - 過去3年以内に技能実習継続困難となった技能実習生を受け入れていること



内外での風当たりが強い中での制度改正ですので、全体としては厳格化しています。また、外国人技能実習機構は、全事業所に対する立ち入り検査を予定しているようですので、会員企業のみならずみなさまにおかれましては、引き続き適正に技能実習を実施していただきますようお願いいたします。

I. P. M. 日本語作文コンクール結果のご報告



I. P. M. 日本語作文コンクール入賞者紹介



- 【最優秀賞】BUI THI NHAN（ブイ ティ ニャン）
タイトル「最後の緑バナナ」（株式会社 エヌチキン）
- 【優秀賞】VU THI MAY HONG（ヴー ティ マイ ホン）
タイトル「日本で学ぶこと」（株式会社 エヌチキン）
- 【優秀賞】HA HAI YEN（ハー ハーイ イエン）
タイトル「日本は私の2番目の故郷」（株式会社 シーサット）
- 【優良賞】陳 世 群（チン セグン）
タイトル「日本に対して思うこと」（ミートフーズサービス 株式会社）



今回の作文コンクールには沢山の応募をいただきましたが、応募された作品の中には、なかなか文章として読めない作品が多くありました。

日頃から日本語で文章になるような書き方を練習させるよう指導をお願い致します。

また、非漢字圏出身者には、難しいかも知れませんが漢字にも慣れさせるような環境づくりが必要に思われます。

是非、実習生らには、今年の作文コンクールに向けて頑張ってもらいたいというのが希望です。わからない時には、通信ノートで六甲の先生に相談するのも一つの方法です。

厚生労働省にて介護職種の追加についての専用サイトが掲載されました

平成29年1月6日、厚生労働省ホームページに介護職種の追加についての専用サイトが掲載されましたので、以下紹介させていただきます。

～厚生労働省ホームページより～

平成28年11月28日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。）」が公布をされましたが、今後、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行うこととしています。

具体的には、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、厚生労働省において介護分野の有識者等に参加・検討いただいた「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の中間まとめ（平成27年2月4日）で示された内容に沿って進めることとしています。具体的な内容が決まり次第、厚生労働省HP等で随時公表いたします。



▽厚生労働省ホームページ▽

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>

介護事業者向けメールマガジンを配信いたします

技能実習法の施行に併せて、技能実習制度への介護職種の追加が進められているところですが、I.P.M.でもタイムリーに情報提供するために、介護事業者向けにメールマガジンを配信することになりました。

メールマガジンでは、介護情報のみならず、技能実習法等一般的な情報の紹介もさせていただきますので、ご関心のある方は以下のメールにお問い合わせください。また、本メールは会員企業だけでなくご希望の方どなたにも配信させていただきますので、介護技能実習生の受入れに興味を持たれている方をご存知でしたらどんどんこちらのメールを紹介くださいますようお願い申し上げます。

▽お問い合わせ先▽

kaigo@ipm.or.jp

▽お問い合わせ方法▽

- ①タイトルに「メルマガ配信希望」と記入
- ②メール本文に「法人名」と「ご担当者の役職・氏名」を記入
- ③そのまま kaigo@ipm.or.jp へ送信！！

入浴介助

食事介助



洗濯

掃除

調理



海外とのつながり

アジア太平洋婦人友好協会(ALFS)主催
フェスティバル・チャリティバザー

技能実習生の母国の駐日大使夫人などが協力して開催する「第41回アジア太平洋婦人友好協会フェスティバル・チャリティバザー2017」が、下記のとおり開催されます。このイベントの収益は、参加26カ国の福祉、教育支援、災害援助活動に使われます。フード・ブースで伝統料理やスイーツを、ハンドクラフト・ブースでは民芸品などが販売されます。国際交流のまたとない機会です。参加される賛助会員の皆様には、福引券1枚をプレゼントします。13時30分開始の抽選では航空券やホテル宿泊券、着物など豪華賞品が当たります。

予め入場チケットと福引券を事前にI. P. M. へ申込みのうえ、ご参加ください。

記

日時： 2017年4月19日(水) 11:00~15:00
会場：ANAインターコンチネンタル東京 地下1階大宴会場
入場チケット： 2000円
福引券： 500円 (賛助会員は1枚無料。お一人でも何枚でも購入できます)

ベトナム中部の困難に立ち向かう子どもを支援するチャリティコンサート(仮称)

I. P. M. は、JIFA(日本国際親善協会)と協力して、ベトナム大使館で開催される“ベトナム中部の困難に立ち向かう子どもを支援するチャリティコンサート(仮称)”を応援しています。

駐日ベトナム大使ご夫妻や関係者と共に、音楽や料理を楽しめる絶好の機会です。定員に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

記

日時：2017年5月20日(土) 16:00~18:30
会場：在日ベトナム社会主義共和国大使館
渋谷区元代々木50-11
出演：Keiko Borjesonさん(ジャズ歌手・ピアニスト)ほか
* 素敵な音楽と共にベトナム料理も楽しめます。
入場券： 10,000円

お問い合わせ・申込：

I. P. M. 管理部

電話： 03-3354-4841

FAX： 03-3354-4847

担当職員から

実習生とコミュニケーションをとる際に毎回感じるのが「異文化圏での生活を今後の人生に活かしてほしい」ということです。期待と不安を胸に日本に来て、異なる文化を肌で感じ、生活をしていくことは多くのストレスを感じていることでしょう。しかし、私はこの異文化圏で生活することによって得られるものがたくさんあると思います。これが貴重な経験であると実習生には気付いてほしいですし、大切に感じてほしいと思います。

私自身も学生時代に中国へ1年間留学し、フィリピンに3ヶ月ほどいた時期もあり、異文化圏での生活の大変さはよくわかります。ただ、この経験は後の人生にとっても有益だったなと感じています。わからないことがあれば自分で調べる、それでもわからなければ質問するなど、一先ず行動を起こしてみる。異文化圏で生活していると、自分の身を守るために受け身ではいけません。必ず自ら行動を起こす習性を身に付けなければいけません。

現代は通信技術も発達し、母国語だけで異国で生活することも可能になってきました。そんな時代

だからこそ、私が実習生に毎回伝えることは日本語力だけでなく「非認知能力」を磨いてほしいということです。非認知能力とは先に述べた自ら発信する能力、行動力などIQや学力以外の能力のことです。その他、コミュニケーション能力、協調性、感情のコントロール、粘り強さなどがあげられます。

この「非認知能力」を磨くチャンスが日常にあふれていることを実習生には認識してほしいと思います。日本語の勉強は日々の業務に追われ、大変なことも理解しています。しかし、日常生活の中でちょっとした意識づけをすることで非認知能力を向上させることは出来ます。私も実習生に負けないよう勉強し、非認知能力を向上させるよう日々を過ごしていこうと思います。

(研修部 新井)

編集後記

酉年がスタートしました。今年は、外国人技能実習制度の改正という大きな変化の年になります。2010年以来の大きな変更で、職員は法律、省令等の資料を読み込み、理解を深めているところです。新制度について、不明点がございましたら、職員にお問い合わせください。皆様の役立てる情報提供をして参ります。(東京・前田留)